

# 利用できる・利用できない! ? 介護保険の訪問介護サービス

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（ホームヘルプ）は、利用者本人のためのサービスです。本人が自力ではできない日常生活の援助を提供します。ケアマネジャー又はあんしんすこやかセンター職員等に相談のうえご利用ください。

## 介護保険で利用できる訪問介護サービス



### (1) 身体介護について

身体介護は本人が食事・入浴などの生活動作が出来ず介助を必要とする場合に、ケアマネジャーの作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に位置づけることにより利用できます。

#### 具体例

排せつ介助（トイレやポータブルトイレの利用の介助、おむつ交換）  
身体の清拭や入浴の介助  
食事の介助  
起床・就寝の介助  
着替えの介助や体位変換  
身だしなみの整容・洗面  
移動などの生活動作の介助  
服薬の介助  
通院・外出等の介助  
自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助 など

- 通院（病院内の介助を除く）・日用品等の買物など
- × 利用者の日常生活の援助の範囲を超え、趣味嗜好に関わる外出。

(不適切な例) カラオケ・パチンコ・お墓参り・冠婚葬祭

### (2) 生活援助について

利用者が一人暮らしの場合で身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族などが障害や疾病等のやむを得ない事情により、家族などによる家事が困難な場合に、居宅サービス計画に位置づけられれば利用できます。

#### 具体例

居室の掃除・洗濯・調理・配下膳、薬の受け取り・日用品等の買物 など



## 介護保険サービスの対象にならないもの

- ① 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
- ② 日常生活に支障がないと判断される行為
- ③ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為 は対象になりません。

### 具体例

利用者以外のための洗濯、調理、買物、布団干し  
来客の応接（お茶、食事の手配等）

主として利用者が使用する居室等以外の掃除  
単なる見守り（留守番）や話のみの相手

草むしり・花木の水やり、植木の剪定等の園芸  
犬の散歩などペットの世話

家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え

大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け

室内外家屋の修理、ペンキ塗り

正月、節句等のために日常より特別な手間をかけて行う調理 など



### ◆医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は基本的には認められていません。ただし、平成24年4月より一定の要件を満たしている介護職員等による痰の吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づくものなので、必ず担当ケアマネジャーと相談してください。

### ◆金銭・貴重品の取扱い

預貯金の引き出しなど、金銭や貴重品の取扱いをヘルパーに頼むことはトラブルの原因になりますのでできません。生活必需品の買物に使用する為に必要な金銭を一時的にホームヘルパーに渡す場合には、金銭管理台帳やノートに記入してもらい、レシート、領収書を必ずもらうようにするなど、トラブルにならないようにしましょう。\*金銭管理に不安のある方は4頁「あんしん事業」をご覧ください。

### ◆外出介助の範囲について

利用者の日常生活上必要が認められる援助 → 適切

利用者の日常生活の援助の範囲を超え、趣味嗜好に関するもの → 不適切

適切	不適切	条件により可能
通院(※1) 買い物(※2) 選挙の投票所に行くための介助 家族への見舞い(頻繁でない場合) 散歩同行 など	ドライブ カラオケ 観劇 お祭りなど地域の行事への参加 外食 など	介護保険施設等の見学(※3) 官公署への届出(※3) 通所系サービスの送迎(※4) など

(※1) 原則として病院内での介助は除きます。

(※2) 日用品・生活必需品が対象となり、趣味嗜好に関するものは除きます。

(※3) 原則、家族が行います。家族がどうしても付き添いや介助ができない状況の時に限り利用可能です。

(※4) 原則、算定できません。しかし、利用者本人の心身状況が認知症等により常に移動中の見守り介護が必要または地理的状况により介助が必要とされるなど、サービス提供事業所による利用者への対応が困難な場合に限り利用が可能です。

## 訪問介護サービスのQ&A

Q

庭の手入れや、窓ガラス磨きなどができないので、ヘルパーに頼むことはできませんか。



A

介護保険では、「日常生活の援助」を対象としているため、このようなサービスは該当しません。世田谷区社会福祉協議会の「ふれあいサービス」等をご利用ください。3～4頁 「ふれあいサービス事業について」をご覧ください。

Q

病院内でヘルパーに介助して欲しいのですが、介護保険の対象になりますか。



A

病院内では、医療保険の対象となるため、原則として介護保険の対象にはなりません。ただし、例外的に認められる場合もありますので、ケアマネジャーに相談してください。

Q

留守の間に、掃除をして食事を作っておいて欲しいのですが。



A

ヘルパーは「ハウスキーパー」ではありませんので、ご本人が不在のときに訪問して掃除等を行うことはできません。生活援助では、ヘルパーは本人の安否確認・健康チェック等もを行います。

## 介護保険以外のサービス

### ☆世田谷区社会福祉協議会

#### ふれあいサービス事業について



サービス名	サービス内容	利用料金
家事支援	日常生活でお困りの家事(掃除、洗濯、買物、食事作り等)のお手伝いをします。また、ゴミ出しのサービスもあります。	1時間あたり 1,000円
生活支援	見守り、話し相手、薬取り等のお手伝いです。	(ゴミ出しはひと月 1,000円(週2回まで) です)
外出支援	散歩、買物、通院/通学、学校行事、趣味などの外出のお手伝いです。車いすの方もご利用いただけます。	

※利用料金のほかに、年会費 2,000 円 (一時利用の場合 1,000 円) が必要です。

※協力会員交通費が別途かかる場合があります。

● 利用申込み

- ・ ふれあいサービスを利用するためには会員登録が必要です。
- ・ 各地域社協事務所にお申込みください。担当職員が訪問し、相談に応じながら各種サービスの調整を行います。

ふれあいサービスは日常生活にお困りの方を地域で支援する「住民相互のたすけあい」です。サービスを提供する会員は有償ボランティアとして、自分のできる範囲で活動しています。そのため、緊急の依頼や専門性の高い依頼等にはお応えできませんのでご理解、ご了承ください。

問い合わせ先

世田谷地域社会福祉協議会事務所	TEL3419-2311	FAX3419-2354
北沢地域社会福祉協議会事務所	TEL5465-7541	FAX5465-7543
玉川地域社会福祉協議会事務所	TEL5491-8525	FAX5491-8526
砧地域社会福祉協議会事務所	TEL5727-6101	FAX5727-6103
烏山地域社会福祉協議会事務所	TEL5314-1891	FAX5314-1893

**あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）について**

判断能力が十分でない、または生活に不安のある高齢者や障害のある方の自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する相談をお受けしたり、預貯金の払い戻し等の支援、見守りを行います。詳細は下記問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先

成年後見センター TEL 5738-2871 FAX 5738-2874

☆**シルバー人材センター**

**あったかサポート**

- サービス内容・料金等

対象：65歳以上のひとり暮らし、又は高齢者世帯のみ

内容：[ごみ出し][買物][家具の組立・解体・移動][電球交換][物の移動]  
[植木鉢の片づけ・移動]

料金：1回 1,000円（1時間以内）交通費、下見込み

1時間～1時間30分 1,500円 1時間30分～2時間 2,000円



問い合わせ先

世田谷区シルバー人材センター本部 TEL3426-9211（平日 8:30～17:15）  
FAX3426-9506

**このチラシのお問い合わせ**

世田谷区介護保険課保険給付係 電話03-5432-2646 FAX03-5432-3042

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

発行 平成30年7月1日